

◎利用カード自動販売機の設置等の届出に関する規則

制定 平成十四年三月二十六日 公安委員会規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県青少年保護育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号。以下「条例」という。)第十三条の五に規定する利用カード(以下「利用カード」という。)を販売する自動販売機の設置、変更及び廃止(以下「設置等」という。)の届出に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出書)

第二条 条例第十三条の五第一項から第三項までに規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

廣 条例第十三条の五第一項の規定による届出利用カード自動販売機設置届出書(様式第一号)

廣 条例第十三条の五第二項及び第三項の規定による届出に係る事項の変更の届出利用カード自動販売機届出事項変更届出書(様式第二号)

・ 条例第十三条の五第三項の規定による利用カードを販売する自動販売機の使用を廃止する届出利用カード自動販売機廃止届出書(様式第三号)

(設置等の届出の添付書類)

第三条 条例第十三条の五第四項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

廣 条例第十三条の五第一項の規定による届出次のア及びイに掲げる書類

ア 自動販売機の設置場所附近の見取図  
イ 青少年が利用カードを購入できない措置が自動販売機に講じられていることを証明する書類

廣 条例第十三条の五第二項の規定による届出自動販売機の設置場所附近の見取図

・ 条例第十三条の五第三項の規定による届出(自動販売機の形式又は製造番号に変更があつた場合における届出に限る。)青少年が利用カードを購入できない措置が自動販売機に講じられていることを証明する書類

(届出書の提出部数及び提出先)

第四条 第二条に規定する届出は、正副二通の届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の規定による届出は、届出に係る自動販売機の設置場所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(届出義務)

第五条 この規則の規定により届出をした者は、条例第十三条の五に規定する義務を履行したものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(テレホンクラブ等営業の届出に關する規則の廃止)

2 テレホンクラブ等営業の届出に關する規則(平成八年徳島県公安委員会規則第六号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。(経過措置)

3 この規則の施行前にこの規則により廃止した旧規則の規定による利用カードを販売する自動販売機の設置等の届出をした者は、この規則の規定による届出書で届出したものとみなす。